

日医発第785号（保186）
平成23年11月18日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

検査料の点数の取扱いについて

平成23年10月26日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、新たな臨床検査（1件）を保険適用することが了承されましたが、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成23年11月1日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌1月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平23. 10. 31 保医発1031第5号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）



保医発1031第5号
平成23年10月31日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年11月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012(33)のイを次のように改める。

イ 次のいずれかの場合に算定する。

- (イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、免疫クロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合
- (ロ) 免疫クロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(32) (略)</p> <p>(33) 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)</p> <p>ア 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。</p> <p><u>イ 次のいずれかの場合に算定する。</u></p> <p><u>(イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、</u> <u>イムノクロマト法により、肺炎又は下</u> <u>気道感染症の診断に用いた場合</u></p> <p><u>(ロ) イムノクロマト法により、中耳炎及び</u> <u>副鼻腔炎の診断に用いた場合</u></p> <p>ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>(34)～(44) (略)</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(32) (略)</p> <p>(33) 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)</p> <p>ア 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。</p> <p><u>イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロ</u> <u>マト法により、肺炎又は下気道感染症の診断を用</u> <u>いた場合に算定する。</u></p> <p>ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>(34)～(44) (略)</p>

新たに保険適用が認められた検査

平成 23 年 10 月 31 日 保医発 1031 第 5 号 (平成 23 年 11 月 1 日適用)

1. 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) [商品名] ラピラン肺炎球菌HS (中耳・副鼻腔炎) (大塚製薬株式会社)		
区 分	E 2 (適用の拡大)	
測定方法	イムノクロマト法	
主な測定目的	中耳貯留液・耳漏又は上咽頭 (鼻咽腔) 鼻汁中の肺炎球菌抗原の検出 (肺炎球菌感染症の診断補助)	
点 数	D 0 1 2 2 3 尿中肺炎球菌莢膜抗原	2 1 0 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項) の第 2 章 (特掲診療料) を以下のように改める。	
	第 3 部 検査 D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1) ~ (32) (略) (33) 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) ア 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。 <u>イ 次のいずれかの場合に算定する。</u> (イ) <u>喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合</u> (ロ) <u>イムノクロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合</u> ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。 (34) ~ (44) (略)	

(日本医師会保険医療課)